

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 新旧対照表

新

目次

第1章 ～ 第7章 (略)

第8章 罰則 (第34条・第35条)

附則

第1条 ～ 第8条 (略)

(市の廃棄物の減量)

第9条 市長は、資源ごみ(市長が行う一般廃棄物の収集において、再生利用を目的として分別して収集するものをいう。以下同じ。)の収集、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

2 (略)

第10条 ～ 第14条 (略)

(収集又は運搬の禁止等)

第14条の2 市又は市長から一般廃棄物の収集又は運搬に関する業務の委託を受けた者以外の者は、処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物のうち、次に掲げるものを収集し、又は運搬してはならない。

(1) 資源ごみ

(2) 粗大ごみ(市長が収集又は運搬に係る申込みを受け付けた廃棄物であって、当該申込みを受け付けたときに発行する番号その他廃棄物を排出した者を特定することができる情報を記載したものが貼付されたものをいう。以下同じ。)

2 市長は、前項の規定に違反して廃棄物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命じることができる。

第15条 ～ 第33条 (略)

第8章 罰則

(罰則)

第34条 第14条の2第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下

旧

目次

第1章 ～ 第7章 (略)

附則

第1条 ～ 第8条 (略)

(市の廃棄物の減量)

第9条 市長は、資源ごみ(市長が行う一般廃棄物の収集において、再生利用を目的として分別して収集するものをいう。)の収集、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

2 (略)

第10条 ～ 第14条 (略)

第15条 ～ 第33条 (略)

## 新

の罰金に処する。

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

## 旧